平成21年12月9日商工労働観光部経営支援課

中小企業向け年末金融対策について

県では、**県内中小企業者の経営に配慮**して、年末における県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、**「年末商工金融 110 番」を経営支援課内に平成 21 年 12 月 1 日から設置**するなど、次のとおり**年末における中小企業金融対策**を講じています。

1 「年末商工金融110番」の設置

(1) **平成21年12月1日(火)**に、商工労働観光部経営支援課内に**「年末商工金融110番」** を設置し、県内中小企業の資金繰りに対する経営相談に応じます。

(受付時間:午前9時から午後5時 電話:019-629-5541,5542 平日のみ対応します。) なお、12月29日(火) 30日(水)も相談に応じます。

(2) 広域振興局・地方振興局においても、中小企業者や関係機関等からの問い合わせに対応します。(平日のみ、12月28日まで対応します。)

| 相談窓口 | 相談窓口対応日 | 相談時間 |
|-----------|-----------------------|------------|
| 県庁(経営支援課) | 12月1日(火)~12月30日(水)の平日 | 9 時 ~ 17 時 |
| 広域振興局等 | 12月1日(火)~12月28日(月)の平日 | 9 時~17 時 |

(3) 岩手県信用保証協会、商工会議所・商工会等商工団体に対して、県内中小企業者の相談対応について要請しております。

20 年度の相談状況 (H20.12.1~30) 経営支援課 35 件 商工団体 344 件 21 年度 (H21.12.1~4) 経営支援課 37 件

2 金融機関等への円滑な資金供給の要請

- (1) 県内中小企業に対する円滑な資金供給を要請するとともに、返済猶予等既往の条件変更について中小企業者の実情に応じた対応を要請しています。
- (2) 県単融資制度の周知を図るとともに、11月20日には金融機関・岩手県信用保証協会・商工団体で構成する「中小企業金融連絡会議」を開催し、特にも年末における円滑な資金供給を要請するなど、関係機関の連携による年末対策に万全を期しています。

3 中小企業経営安定資金の活用について

岩手県信用保証協会・金融機関・商工会議所等と連携して、中小企業経営安定資金の利用による円滑な資金供給に努めています。

同資金の<u>融資枠</u>を9月補正で、300億円から600億円に拡大するとともに、平成21年10月1日から金利を0.15%~0.2%引下げています。

なお、信用保証料率については、県と信用保証協会の負担により、国の「緊急保証」の<u>保証料</u>率 0.8% から <math>0.2%の引下げ(年 0.6%)を行っております。

【参考】【中小企業経営安定資金(緊急対策)】

資金使途:運転資金

貸付限度額:1企業につき、8,000万円以内(中小企業経営安定資金の一般資金とは別枠)

貸付期間:10年以内(据置期間2年以内)

貸 付 利 率:貸付期間に応じ次のとおり【固定金利】

3年以内 **年2.2%以内 10/1から 年2.0%以内** 3年超10年以内 **年2.4%以内 10/1から 年2.2%以内**

信用保証:原則として、岩手県信用保証協会の信用保証を付する。保証料率は、年0.6%